

## 学校施設の鍵の貸与に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害時に、地域の自主防災組織が学校施設を自主避難場所として開設する場合に、迅速に開設できるよう自主防災組織に学校施設の鍵を貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸与する鍵)

第2条 自主防災組織に貸与する学校施設の鍵は、次のとおりとする。

- (1) 屋内運動場玄関
  - (2) 門扉
  - (3) グラウンド夜間照明
- 2 洪水浸水想定区域内又は津波浸水想定区域内の学校の校舎は、洪水警報又は津波警報等が発令された場合に、当該浸水想定区域外へ避難することが困難な住民の避難場所となることから、前項の規定にかかわらず、希望する自主防災組織に校舎の鍵を貸与することができることとする。
- 3 前項の規定による校舎の鍵の貸与については、当該学校の管理者と協議し、教育委員会が決定する。

### (貸与の申請)

第3条 学校施設の鍵の貸与を希望する自主防災組織は、学校施設の鍵の貸与申請書（別紙1）を教育委員会へ提出する。

- 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、鍵の貸与を決定し、鍵を貸与するとともに学校施設の鍵の貸与に係る通知書（別紙2）（以下「通知書」という。）を交付する。併せて対象の学校施設の平面図を提供する。
- 3 自主防災組織は、貸与された鍵及び通知書の内容を確認した後、学校施設の鍵の貸与に係る受領書（別紙3）に受領者名等を記入し、教育委員会へ提出する。

### (鍵の保管)

第4条 自主防災組織は、鍵を目的以外に使用することがないように、施錠できる場所に保管する。

- 2 自主防災組織は、鍵の保管責任者及び保管場所を決め、保管責任者又は保管場所等に変更があった場合は、その都度、学校施設の鍵に係る保管責任者等変更届出書（別紙4）により教育委員会へ届け出る。

### (鍵の使用等)

第5条 自主防災組織は、災害時に地域住民の円滑な避難を行うため避難場所を自主開設する場合に限り、鍵を使用できるものとし、それ以外の場合は使用してはならない。

- 2 自主防災組織は、避難場所の自主開設にあたり、学校運営上支障が生じないように、学校と手順等について事前に調整するものとする。
- 3 自主防災組織は、鍵の管理の状況等について、教育委員会から報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 自主防災組織は、鍵を複製してはならない。

### (鍵の変更)

第6条 教育委員会は、鍵を変更しようとするときは、あらかじめ自主防災組織に連絡しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、教育委員会は、鍵の変更後速やかに自主防災組織に連絡するものとする。

(鍵の破損等)

第7条 自主防災組織は、鍵を破損し、又は紛失したときは、学校施設の鍵の破損・紛失届出書（別紙5）により、速やかに教育委員会へ届け出なければならない。

2 前項の鍵を破損し、又は紛失した場合において、市が鍵若しくは錠前を複製し、又は新調するために要した費用は、自主防災組織が負担するものとする。

(損害賠償)

第8条 自主防災組織が、故意又は重大な過失により、市、教育委員会又は第三者に損害を与えた場合は、これを賠償するものとする。

(秘密の保持)

第9条 自主防災組織は、鍵の貸与によって知り得た個人情報その他の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。

(鍵の返却)

第10条 貸与された鍵の返却を希望する自主防災組織は、学校施設の鍵の返却届出書（別紙6）を教育委員会に提出し、鍵を返却するものとする。

2 教育委員会は、自主防災組織が鍵を適切に管理しない等この要綱に定める義務を怠った場合は、自主防災組織に鍵の返却を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて教育委員会と自主防災組織が協議して定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、2020年（令和2年）2月4日から施行する。

(附 則)

この要綱は、2023年（令和5年）6月1日から施行する。